

第35回国民文化祭・みやざき2020
第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会
アートフェスティバル実施運営計画書作成業務委託提案競技
(プロポーザル方式) 募集要領

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会
第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会事務局

本要領は、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」アートフェスティバル実施運営計画書作成について、業務委託する事業者を提案競技（プロポーザル方式）により選定するに当たり、その募集手続等必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」アートフェスティバル実施運営計画書作成業務

(2) 業務の目的

国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供すること等により、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資すること及び障がいのある人の芸術や文化活動への参加を通じて、その方々の生きがいや自信を創出し、自立と社会参加を促進し、障がいに対する国民及び県民の理解と認識を深めることを目的とし、令和2年秋に「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」を一体開催する。

本大会においては5つの基本方針（テーマ）を掲げている。

- ・基本方針（テーマ）：
 - ① 「神話の源流みやざき」の探究
 - ② すべての県民が参画し、若い世代が輝く
 - ③ 新しい出会いから始まる文化の創造
 - ④ 共に生きる 共に感じる 文化で紡ぐ共生社会
 - 〔 障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するとともに、新しいボーダレスな芸術文化を創造する。〕
 - ⑤ 「ひなた」に育まれた食と暮らし そして世界へ

上記目的及び基本方針（テーマ）（特に④）の実現に向けて、「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」におけるアートフェスティバルについて、実施運営計画書（案）の作成を行う。

(3) 業務の内容

- ①アートフェスティバルに係る実施計画の提案
 - ②アートフェスティバルの会場運営計画の作成
 - ③アートフェスティバルのステージ演出計画の作成
 - ④大会本番、リハーサル及び準備に係る予算、運営、輸送、会場など各種実施運営計画書（案）の作成
- ※詳細は「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」アートフェスティバル実施運営計画書作成業務委託提案競技（プロポーザル方式）仕様書のとおり

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 予算限度額

500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月13日（金）まで

2 参加資格

本提案競技に参加することができる者は、一の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人で構成する連合体（以下「連合体」という。）であって、それぞれ次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 法人

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された、営業種目が「広告・宣伝」の者、またはこの委託業務と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。
- ③ 法令違反等による処分が継続していない者。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- ⑤ この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない者、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でない者。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していない者。

(2) 連合体

- ① 上記(1)の①から⑦に示す要件のすべてを満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- ② 連合体を構成する者のいずれの者も、他の連合体の構成員となっていないこと。

3 手続、応募の流れ等

(1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 - 1 0 - 1
 第 3 5 回国民文化祭宮崎県実行委員会、
 第 2 0 回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 事務局
 （宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）
 電 話：0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 2
 F A X：0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 4
 メールアドレス：kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 説明会の開催

- ①開催日時 令和元年 6 月 1 7 日（月） 1 4 時～ 1 5 時
- ②開催場所 宮崎県庁附属棟 3 0 3 号室（宮崎市橘通東 2 - 1 0 - 1）
- ③説明内容 公募内容の説明、委託業務の説明、質疑応答等
- ④説明会への参加申込み
説明会への参加希望については、「説明会参加申込書」【様式 1】に必要事項を記載した上で申し込むこと。なお、説明会への参加は 1 事業者あたり 3 名以内とすること。
 ア 説明会参加申込書提出期限：令和元年 6 月 1 4 日（金）正午
 イ 説明会参加申込書提出方法：(1)の事務局に F A X 又は電子メールにて送付後必ず電話にて送付した旨を連絡。

※説明会への出席は必須条件ではないが、企画提案書の提出を検討している事業者にあつては、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、その責任は負わない。

(3) 説明会終了後の質問の受付

説明会終了後の質問は次のとおりとする。

- ①受付期間 令和元年 6 月 1 8 日（火）から令和元年 6 月 2 4 日（月） 1 7 時まで
- ②受付方法 「質問票」【様式 2】に必要事項を記載の上、(1)の事務局に F A X 又は電子メールにて送付。なお電子メールでの質問は、メール件名に〈アートフェスティバル業務委託募集への質問〉と明記すること。
- ③回答方法 質問者に対して F A X 又は電子メールで送付する。なお、募集要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、提案競技者に周知することとする。

(4) 参加表明書【様式3】の提出

- ①提案競技（プロポーザル方式）に応募する場合は、必ず参加表明書を提出期限までに提出すること。※連合体の場合は【様式3 別紙】も併せて提出すること。
- ②提出期限 令和元年6月24日（月）17時まで
- ③提出先 (1)の事務局に同じ
- ④提出方法 FAX又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

(5) 企画提案書等の提出

- ①提出期限 令和元年6月28日（金）17時まで
- ②提出先 (1)の事務局
- ③提出方法 持参又は書留による郵送
※持参の場合、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
※郵送の場合、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡の上、書留郵便により送付すること。なお、封筒に「アートフェスティバル実施運営計画書作成業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

④提出書類及び部数

- ア 参加申込書【様式4】 〈10部〉
- イ 企画提案書（様式任意。サイズはA4又はA3） 〈10部〉
企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。
- ・上記1(2)に示す業務の目的の実現に向けた基本方針、実施方針を明記すること。
 - ・国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。
 - ・障がい者に配慮した計画を作成するに当たり、工夫する内容を明記すること。
 - ・組織図等実施体制表（関係機関・関係者等との連携・協力について、体制や手法等を記載）を明記すること。特に、地元商店街や関係団体と連携できる体制をどのように確保するか具体的に記載すること。
 - ・実施のためのスケジュール計画を明記すること。

※留意事項

- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
 - ・言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法廷単位によるものとする。
 - ・用紙は日本工業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。
- ウ 事業者概要書【様式5】 〈10部〉
会社概要などがあれば添付すること。（法人等の定款、役員名簿など）
- エ 同種又は類似業務受注実績【様式6】 〈10部〉
同種又は類似業務とは、過去5年間（平成26年4月1日～平成31年3月31日）において、以下の条件を充足するイベントの実施計画作成業務とする。
- ・地方公共団体等が主催する同種のイベント
 - ・都道府県域又はそれを超える規模のイベント
- ※成果品などがあれば添付すること。
- オ 委託業務実施体制【様式7】 〈10部〉
- カ 見積書（様式任意） 〈10部〉
宛先は「第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 会長 河野俊嗣」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）。

(6) スケジュール（予定）

- ①公告 令和元年6月10日（月）
- ②説明会実施 令和元年6月17日（月）
- ③質問票、参加表明書提出締切 令和元年6月24日（月）

④企画提案書等提出締切	令和元年6月28日(金)
⑤選定審査会開催(プレゼンテーション実施)	令和元年7月3日(水)
⑥選定結果通知	令和元年7月9日(火)
⑦契約締結	令和元年7月中旬

4 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価及び通知

- ①企画提案書等の評価は、第35回国民文化祭宮崎県実行委員会、第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会提案競技(プロポーザル方式)選定審査会(以下「審査会」という。)において、別紙「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」アートフェスティバル実施運営計画書作成業務委託 評価基準に基づき審査を行うものとし、最も評価の高い事業者を契約の相手方として選定する。ただし、提案者が1者の場合、提案者の得点があらかじめ定めた基準点に達したときは、契約の相手方として選定する。審査は非公開で行う。
- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和元年7月3日(水)(予定)に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(2) 契約の締結

①契約締結の交渉

実行委員会は、審査会が最も優れた提案を行った者であると特定した者と本県業務委託について、別途改めて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された事業計画・事業提案は、実行委員会との協議により修正・変更を行う場合がある。

②契約期間

契約締結の日から令和2年3月13日(金)まで

5 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された企画提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、実行委員会の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。

以上